

萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき、萩市教育委員会が認定した地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）の設置及び活動に当たり必要となる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域クラブ 萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条の規定に基づき認定された地域クラブをいう。
- (2) 会員 認定地域クラブに加入する、萩市内に住所を有し、萩市内の市立中学校に在籍する生徒をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、認定地域クラブとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第1条の趣旨に沿うものとして、認定地域クラブが保有し、会員が共有する用具類等の購入に要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 個人の所有となり得る用具類等
- (2) パソコン、タブレットPC、トレーニングウェア（ジャージやスポーツウェア）等、汎用品で目的外使用となり得るもの
- (3) 消費税などの公租公課、振込手数料等
- (4) 国及び県など、他の補助金の交付を受けている用具類等
- (5) その他社会通念上、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、補助上限額は申請時点における会員数（第2条第2号に規定するもの）の規模に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 会員数が9人以下の場合 10万円

(2) 会員数が10人以上の場合 20万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする認定地域クラブ（以下「申請者」という。）は、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 会則、規約その他これらに類する書類

(2) 活動計画書（別記第2号様式）

(3) 収支予算書（別記第3号様式）

(4) 会員名簿（氏名、学校名、学年を記載したもの）

(5) 購入する予定の用具類等の金額が分かる見積書等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1認定地域クラブ当たり、1回限りとする。

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金（変更）交付決定通知書（別記第4号様式）又は萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 第7条の規定により、補助金の交付が認められた認定地域クラブ（以下「補助対象クラブ」という。）は、補助内容を変更しようとするときは、あらかじめ、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 変更後の活動計画書

(2) 変更後の収支予算書

(3) 変更後の見積書等の写し

(4) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項に規定する補助金の変更交付申請を受けたときは、書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング又は現地調査を行い、既に交付決定を行っている補

助金の変更の適否を決定するものとする。

3 市長は、必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 市長は、第2項の変更決定を行った場合は、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金（変更）交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助対象クラブは、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金中止（廃止）申請書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助事業の中止又は廃止の申請を受けたときは、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金中止（廃止）承認通知書（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象クラブは、補助事業が完了したときは、市長が別に定める日までに、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金実績報告書（別記第9号様式。以下、「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（別記第10号様式）

(2) 購入した用具類等の内容がわかる書類（写真等）

(3) 支出した金額がわかる書類の写し（写真、領収書等）

(4) その他市長が必要と認める書類

（検査及び額の確定）

第11条 市長は、補助対象クラブから実績報告書の提出があったときは速やかに検査を行い、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

2 第10条に基づく実績報告において、第6条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、萩市認定地域クラブ創設支援事業補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）